

議案第 1 号

富士見市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定
について

富士見市固定資産評価審査委員会条例（昭和32年条例第11号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成28年2月23日提出

富士見市長 星野信吾

提案理由

行政不服審査法の全部改正に伴い、富士見市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

富士見市固定資産評価審査委員会条例（昭和32年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「住所」の次に「又は居所」を加え、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 審査の申出に係る処分の内容

第4条第3項中「住所」の次に「又は居所」を加え、「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第13条第1項」を「行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第3条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

第6条第2項ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

4 委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを市長に送付しなければならない。

第11条第1項中「決定書」を「次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した決定書」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 主文
- (2) 事案の概要
- (3) 審査申出人及び市長の主張の要旨
- (4) 理由

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の富士見市固定資産評価審査委員会条例第4条第2項、第3項及び第6項、第6条第2項及び第4項並びに第11条第1項の規定は、平成28年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出について適用し、平成27年度までの固定資産税に係る固定資産につい

て固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出（申出期間の初日が平成28年4月1日以後である審査の申出を除く。）については、なお従前の例による。